



平成 28 年 5 月 10 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 エ ナ リ ス
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 憲 郎
(コード番号：6079 東証マザーズ)
問 合 せ 先 コーポレートコミュ ニケーション室長 白 土 朋 之
(TEL. 03-5284-8326)

課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出について

当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、金融庁からの「審判手続開始決定通知書」に記載の課徴金にかかる事実、ならびに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁へ提出することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 課徴金についての審判手続開始決定に対する答弁書の提出

当社は、平成 28 年 4 月 15 日付「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示いたしました。その後、課徴金についての審判手続開始決定書を金融庁長官より受領いたしました。

これを受けまして、当社は、平成 28 年 5 月 10 日開催の取締役会において、同通知書に記載の課徴金にかかる金融商品取引法第 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実、ならびに納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官へ提出することを決議いたしました。

今後、金融庁からの課徴金の納付命令の決定に従い、当該課徴金（納付すべき課徴金額 2 億 5,848 万円）を速やかに納付いたします。

このたびの事態は、当社の内部管理体制の不備によるものであり、当社は、上場企業として重大な責任があることを深く反省するとともに、このたびの事態の重大性について厳粛に受け止め、内部管理体制の強化等を通しての再発防止及び信頼回復に努めてまいります。株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、改めて深くお詫び申し上げます。

2. 特別損失の計上

当該課徴金納付に伴う損失として、平成 28 年 12 月期第 1 四半期において、課徴金額 2 億 5,848 万円を特別損失に計上いたします。なお、本日、「平成 28 年 12 月期第 1 四半期決算短信」ならびに「営業外費用および特別損失の計上に関するお知らせ」を開示しております。

3. 今後の見通し

当該課徴金の納付につきましては、平成 27 年 8 月 6 日付「前代表取締役社長及び前取締役会長との合意について」にて開示しておりますとおり、課徴金相当額を前社長及び前会長が補填することで合意を得ております。従いまして、現時点では平成 28 年 12 月期連結業績予想の修正はありません。

なお、両氏より課徴金相当額の支払があった時点で特別利益に計上いたします。

以 上